

■民間企業への手続き

手続きが多岐にわたるため、個々にご確認いただくこととなりますが、
一部の手続きにおいては住所変更の手続きが必要となることも想定されます。

項目	該当者	手続きの有無	窓口
電話番号	電話契約者(利用者)	変更はありません。	各電話会社
郵便番号		変更はありません。	郵便局
預金通帳、キャッシュカード、 証書(定期預金)	通帳などをお持ちの方	一般的には、手続きは必要ありませんが、当座預金・融資取引などがある方は、 手続きが必要となる場合があります。	各金融機関
保険証書(証券)など	証書をお持ちの方		
クレジットカード	カードをお持ちの方	取り扱いクレジット会社の窓口で確認 が必要です。	各種クレジット会社
有価証券	株券などの有価証券 をお持ちの方	取り扱い証券会社などの窓口で確認が 必要です。	各有価証券 取扱い会社
電気使用者の住所	電気使用者	手続きは必要ありません。	各電力会社

■その他の手続き

上記手続きのほかにも、あて名ソフトの住所表記などにおいて市民の皆さんにご負担をおかけすることが想定されます。

住所変更表示証明書について

住所表示の変更手続きが必要な場合、市名の変更による住所表示の変更内容を証明する市長の証明書の添付を求められる場合があります。この証明書については、丹波篠山市誕生の5月1日以降に発行できるよう準備しています。



市名変更に伴う手続きのご案内

●5月1日から、篠山市は、「丹波篠山市」としてスタートします。



市名の変更に伴い、皆さんの住所表示が変更されることから、官公庁などの各機関で住所の表示変更の手続きが必要となる場合があります。各種手続きの必要性について、その主な内容をお知らせします。なお、詳細については、それぞれの窓口にご確認ください。

■国、県、市などの行政機関への手続き


市民の皆さんが個々に住所変更の手続きをしていただく必要は一部の手続きを除き、生じません。

市名の変更は市民の皆さんの生活に深い関連を有するため、総務大臣によって市名変更の旨の告示がなされ、また、国の関係行政機関の長にあてた通知により広く全国に周知されます。国、県、市などの行政機関では、総務大臣の告示および通知により、各種手続きにおける住所変更の手続きがなされたものとみなします。



(1)市役所に関する手続き (※表中の窓口は、1月1日現在のものです)

	項目	該当者	手続きの有無	窓口
住民登録	住民票・戸籍		手続きは必要ありません。	市民課 ☎552-5242 
	印鑑登録証(カード)	証をお持ちの方		
	在留カード、特別永住者証明書、 外国人登録証明書	登録をされている方	手続きは必要ありません。市名変更後、来庁された際に住所変更の内容を記載します。	
	市名変更前に発行した証明書等 (住民票の写し、印鑑登録証明書等)	証明書等をお持ちの方	手続きは必要ありません。市名変更前に発行した証明書などは、変更後も原則有効ですが、あらかじめ提出先にお問い合わせください。	
	住民基本台帳カード	カードをお持ちの方	手続きは必要ありません。市名変更後、来庁された際に住所変更の内容を記載します。	
	公的個人認証	電子証明書の交付を受けた方	手続きは必要ありません。	
	マイナンバーカード	カードをお持ちの方	手続きは必要ありません。市名変更後、来庁された際に住所変更の内容を記載します。	
国民健康保険	国民健康保険被保険者証	証をお持ちの方	手続きは必要ありません。	医療保険課 ☎552-7103 
	国民健康保険被保険者資格証明書			
	国民健康保険高齢受給者証			
	国民健康保険限度額適用認定証			
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証			
	国民健康保険特定疾病療養受療証			


	項目	該当者	手続きの有無	窓 口
福祉医療	乳幼児等医療費受給者証	証をお持ちの方	手続きは必要ありません。	医療保険課 ☎552-7103
	こども医療費受給者証			
	母子家庭等医療費受給者証			
	重度障害者医療費受給者証			
	高齢重度障害者医療費受給者証			
	高齢期移行受給者証			
後期高齢者医療	後期高齢者医療被保険者証	証をお持ちの方	手続きは必要ありません。	医療保険課 ☎552-7103
	後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証			
	後期高齢者医療特定疾病療養受療証			
介護保険	介護保険被保険者証	証をお持ちの方	手続きは必要ありません。	地域福祉課 ☎552-6928
	介護保険負担限度額認定証			
	介護保険特定負担限度額認定証			
	介護保険負担割合証			
障害者福祉	自立支援医療(精神通院医療)受給者証	証をお持ちの方	手続きは必要ありません。	地域福祉課 ☎552-7102 
	地域生活支援事業(居宅)受給者証			
	障害者扶養共済制度	共済加入者		
	特別障害者手当	手当を受給されている方		
	障害児福祉手当			
	障害福祉サービス受給者証	証をお持ちの方		
母子保健福祉	児童扶養手当証書	手当を受給されている方	手続きは必要ありません。	福祉総務課 ☎552-7101
	特別児童扶養手当証書			
	母子健康手帳	手帳等をお持ちの方	手続きは必要ありません。 	健康課 ☎594-1117
	妊産婦健康診査受診票	助成券をお持ちの方		
	予防接種予診票つづり	赤ちゃんの保護者		
保育園・学校等	学校への住所変更手続き	児童・生徒の保護者等	手続きは必要ありません。	学事課 ☎552-5714
	保育園・幼稚園・認定こども園などへの住所変更手続き	園児の保護者等		こども未来課 ☎552-1115
犬	飼い犬の鑑札	犬を飼われている方	手続きは必要ありません。	市民衛生課 ☎552-6253
墓地	墓地使用許可証	市営墓地を使用されている方		

	項目	該当者	手続きの有無	窓 口
ごみ	一般廃棄物収集運搬業許可証	一般廃棄物収集運搬許可証のある事業者	手続きは必要ありません。	市民衛生課 ☎552-6253
				税務課 ☎552-5306 
原付等	原動機付自転車(125cc以下のバイク)および小型特殊自動車の標識(ナンバープレート)の交付を受けている方	標識(ナンバープレート)の交付を受けている方	現在の標識は、そのまま使用できますが、申請により変更することもできます(変更手続きに伴う手数料は必要ありません)。	税務課 ☎552-6927
税	税等の口座振替依頼書	届出をしている方	手続きは必要ありません。	税務課 ☎552-6927

(2) 県などの公共的機関に関する手続き

項目	該当者	手続きの有無	窓 口
旅券(パスポート) 	旅券(パスポート)をお持ちの方	手続きは必要ありません(最終ページの「所持人記入欄」の現住所などはご自身で訂正してください)。	兵庫県旅券事務所 ☎078-228-8700
自動車運転免許証 	運転免許証をお持ちの方	運転免許証の住所・本籍の変更手続きの必要はありません。市名変更の日以降に更新手続きを取られた方から新市名の更新免許証をお渡します。	兵庫県篠山警察署 ☎552-0110
身体障害者手帳 療育手帳	手帳をお持ちの方	手続きは必要ありません。ただし変更を希望される場合は、市名変更後に市役所を通じて手続きを行うことができます(無料)。	篠山市役所 地域福祉課 ☎552-7102
精神障害者保健福祉手帳	手帳等をお持ちの方		
生活保護受給	生活保護受給者	手続きは必要ありません。	篠山市役所 地域福祉課 ☎552-7102

(3) 国などの公共的機関に関する手続き

項目	該当者	手続きの有無	窓 口
不動産(土地・建物)登記簿の「所在」	市内に土地建物などの不動産をお持ちの方	手続きは必要ありません。	神戸 地方法務局 柏原支局 ☎0795-72-0176
不動産登記簿に登記された所有者、抵当権者および仮登記権利者などの住所(甲区・乙区)	土地・建物の登記簿などに、「篠山市」の住所で登記されている方	原則手続きは必要ありません。	神戸地方法務局 本局 ☎078-392-1821
会社など(商業登記簿、法人登記簿など)の本店(主たる事務所)および代表者などの住所	市内に本店を有する会社等およびその代表者	市名が変更された場合、その変更による登記があったものとみなす規定(商業登記法)があります。ただし、登記簿の記載が旧の所在地または住所で差し支える場合は、変更登記(非課税)を申請してください。	西宮年金事務所 ☎0798-33-2944
国民年金被保険者および国民年金・厚生年金の受給者の住所	国民年金被保険者および国民年金・厚生年金受給者の方	手続きは必要ありません。 	篠山 自家用自動車協会 ☎552-0644
自動車検査証の住所	軽自動車(三輪・四輪)の使用者・所有者	手続きは必要ありません。ただし、新住所に変更を希望される場合は、市が発行する証明書または住民票を添付のうえ手続きを行ってください。	篠山 自家用自動車協会 ☎552-0644
軽自動車届出済証の住所	普通自動車および小型二輪自動車(250cc超)の使用者・所有者 二輪車(125cc超・250cc以下)の使用者・所有者	手続きは必要ありません。なお、譲渡および廃車される場合は、市が発行する証明書などを添付のうえ、手続きを行ってください。	